平成２９年（フ）第４７４号
新潟市中央区東万代町９番23号
債務者　高橋　雅恵
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２２号
新潟市秋葉区車場３丁目22番28号
債務者　太田　優花
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４５号
石川県白山市森島町あ34番地10、従前の住所
長野県北安曇郡白馬村大字北城1215番地
債務者　源　かさね（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７号
福井県敦賀市元町８番17号
債務者　淺原　広美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第１０号
長野市大字若槻東条1076番地　フレグランス梅園Ｓ棟201号室
債務者　伊藤　　舞
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
長野市三輪６丁目17―１　城東荘35、住民票上の住所長野市吉田５丁目６番45号
債務者　篠原　高志
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
長野県松本市波田4885番地５
債務者　熊谷　決山
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第７１号
長野県駒ヶ根市赤穂16505番地３　セピアマンション102号室
債務者　赤羽根広樹
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第７２号
長野県駒ヶ根市赤穂16505番地３　セピアマンション102号室
債務者　星野　陽子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第８号
静岡県富士市厚原509番地の３　レンクスＩＴＯ　３Ｃ号
債務者　秋山　竜次（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第９号
滋賀県蒲生郡日野町大字西大路2074番地　レオパレスわたむき108号
債務者　前田小百合
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第１３号
滋賀県東近江市能登川町28番地３　スイートコーポラス　303号室
債務者　稲岡のぞみ
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第５号
奈良県生駒郡斑鳩町興留６丁目14番10号
債務者　松井　紀之
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第６号
奈良県生駒郡斑鳩町興留６丁目14番10号
債務者　松井　俊之
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１８号
奈良県大和郡山市九条町1043番地92
債務者　樋口さくら
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３３号
奈良県生駒市高山町10192番地５
債務者　田部恵里奈
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３号
奈良県橿原市葛本町211番地　第一ダイワハイツ105号
債務者　小笠原孝芳
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係